

基本診療料にかかるコスト分析について（素案）

【前提条件】

- ・ 現行の「部門別収支に関する調査」の枠組みを活用することにより、基本診療料に含まれる各種コストを把握する。
- ・ 基本診療料には加算も含め様々な項目があるが、調査の前提として急性期の入院基本料に限る。
- ・ 集計においては、コストの種別は「部門別収支に関する調査」と同様に病院会計準則の科目とする。

1. 検討ポイントと課題

（1）基本診療料と特掲診療料の切り分け

「部門別収支に関する調査」における費用について、基本診療料と特掲診療料の切り分けを行うためには、以下の点の把握し、各部門に費用を計上することが必要となり、追加調査を要する。

- ① 入院・外来部門においては、様々な検査、処置、簡単な手術等（特掲診療料に相当）が行われており、中央診療部門に特掲診療料が必ずしも集中していない。
⇒ 入院・外来部門で行われた特掲診療行為を把握する。（追加調査①）
- ② 現行の「部門別収支に関する調査」においては、人件費の配賦基準を得るための調査は診療行為別ではなく、部署（場所）別に基づき実働状況を把握している。
⇒ 医師の診療行為ごとの技術的難易度や要する時間等（に関する指標）を把握する。（追加調査②）
⇒ 入院・外来部門で行われた看護職員の作業時間を特掲診療料に相当するサービス（採血、静脈注射、点滴の処置など）に要する時間を把握する。（追加調査③）
- ③ 設備関係費について、基本診療料相当分、特掲診療料相当分に分離できていない。
⇒ 高額な医療用機器・機械とその設置場所を把握する。（追加調査④）
- ④ 材料費について、基本診療料相当分、特掲診療料相当分に分離できていない。
⇒ 基本診療料に含まれる診療材料及び医療消耗器具備品を別途定義し、当該材料の入院部門・外来部門における使用状況を把握する。（追加調査⑤）

(2) コストの計上・配賦等の方法

① コスト集計の単位

材料費、給与費等のコストを患者単位に集計するか、診療行為毎に個々に設定されている診療報酬の点数単位に集計するか。

② 具体的な計上・配賦基準

ア 現行の「部門別収支に関する調査」においては、レセ点数比や人数比等で機械的に部門別にコストを配賦しているが、基本診療料相当分、特掲診療料相当分にコストを配賦するためには、従事者別・患者別にタイムスタディを行った上で、技術的難易度を加味した具体的な基準を検討しなければならない。

イ 費用をコスト計上・配賦プロセスのどのタイミングで基本診療料相当分、特掲診療料相当分に配賦するのか検討しなければならない。

③ 実際原価又は標準原価の取扱い

「部門別収支に関する調査」については、実際原価を採用しているが、「あるべき医療」とするなら、標準原価の設定が別途必要である。

(例) 外保連試算…技術料について、基本的に技術度と人数及び時間を計算し、国家公務員の俸給表から推計している。

(3) 調査結果の安定性

○ 代表性

「部門別収支に関する調査」については、急性期（DPC 対象病院）を中心とした調査結果であること及び対象病院数は20年度調査で127病院であるが、代表性をどのように評価するのか。

2. 今後の進め方

基本診療料のコスト分析に関する調査のあり方について、分科会において、「部門別収支に関する調査」を前提とした場合の方法論について議論を行い、その実現可能性についてワーキンググループを設置の上、検討を進めてはどうか。

(参 考)

診療科部門別収支計算の方法

診療科別収支の計算は、補助・管理部門の収益・費用及び中央診療部門の収益・費用を段階的に配賦する「階梯式配賦」という方法によって行われる。

(1) 一次計上

病院における各部門（例：病棟、外来診療室、手術室、総務課等）を入院部門、外来部門、中央診療部門、補助・管理部門の4つの部門に分け、各部門で発生した収益、費用のうち直接把握できる科目については該当部門に直接計上し、直接結びつけられない科目は、基準値を用いて按分しその値を各部門に計上する。

(2) 二次配賦

病院全体に係る業務を行っている補助・管理部門（医事課や総務課等）に計上された費用を、各診療科の患者数比率や面積比率等を基準として入院部門、外来部門、中央診療部門に配賦する。

(3) 三次配賦

中央診療部門（手術室、検査室等）に計上された収益、費用を入院部門、外来部門に再度配賦し、最終的に入院外来別、診療科別の収支計算結果を算出する。なお、この三次配賦のうち手術、検査および画像診断部門の給与費については、「特殊原価調査」から算出された「等価係数」等を基準として使用する。

階梯式配賦イメージ

<一次計上>

以下4部門に収益、費用を計上する

入院部門			外来部門			中央診療部門				補助・管理部門			
内科	外科	⋮	内科	外科	⋮	手術	検査	画像診断	⋮	支援系	診療系	管理系	運営系

<二次配賦>

補助・管理部門の費用を入院部門、外来部門、中央診療部門に配賦する

入院部門			外来部門			中央診療部門				補助・管理部門			
内科	外科	⋮	内科	外科	⋮	手術	検査	画像診断	⋮	支援系	診療系	管理系	運営系



<三次配賦>

中央診療部門の収益・費用を入院部門、外来部門に配賦する

入院部門			外来部門			中央診療部門			
内科	外科	⋮	内科	外科	⋮	手術	検査	画像診断	⋮



一次計上基準（科目別）

科目		計上基準		
医業収益	入院診療収益	レセ基本及び特掲点数比		
	室料差額収益	直課、室料差額収益		
	外来診療収益	レセ基本及び特掲点数比		
	保健予防活動収益	一括計上、健診		
	受託検査・施設利用収益	一括計上、検査		
	その他の医業収益	一括計上、その他		
	保険等査定減	レセ基本及び特掲点数比		
医業費用	材料費	医薬品費	レセ薬剤点数比	
		診療材料費	(請求材料相当)レセ材料点数比	
		医療消耗器具備品費	(請求外材料相当)レセ診療行為点数比	
		給食用材料費	一括計上、栄養	
	給与費	給料	医師勤務時間比、職種別職員数比	
		賞与	医師勤務時間比、職種別職員数比	
		賞与引当金繰入額	職員給金額比	
		退職給与費用	職員給金額比	
	委託費	法定福利費	職員給金額比	
		検査委託費	一括計上、検査	
		給食委託費	一括計上、栄養	
		寝具委託費	診療科別病床数比	
		医事委託費	一括計上、医事	
		清掃委託費	所属別面積比	
		保守委託費	一括計上、施設管理	
	設備関係費	減価償却費	医療用器械備品減価償却費	レセ基本及び特掲点数比
			放射性同位元素減価償却費	一括計上、画像
		器械賃借料	その他の減価償却費	所属別面積比
			医療用機器賃借料	レセ基本及び特掲点数比
		地代家賃	その他の機器賃借料	所属別職員数比
			修繕費	所属別面積比
		固定資産税等	医療用器械修繕費	レセ基本及び特掲点数比
			その他の修繕費	所属別職員数比
		器械保守料	医療用機器保守料	レセ基本及び特掲点数比
			その他の器械保守料	所属別職員数比
	器械設備保険料	医療用機器設備保険料	レセ基本及び特掲点数比	
		その他の器械設備保険料	所属別職員数比	
	車両関係費		所属別職員数比	
	研究研修費	研究費	所属別職員数比	
		研修費	所属別職員数比	
	経費	福利厚生費	所属別職員数比	
		旅費交通費	所属別職員数比	
		職員被服費	所属別職員数比	
		通信費	所属別職員数比	
		広告宣伝費	診療科別延べ患者数比	
		消耗品費	所属別職員数比	
		消耗器具備品費	所属別職員数比	
		会議費	所属別職員数比	
		水道光熱費	所属別面積比	
		保険料	所属別職員数比	
		交際費	所属別職員数比	
		雑費	所属別職員数比	
		租税公課	所属別職員数比	
		医療貸倒損失	レセ基本及び特掲点数比	
		貸倒引当金繰入額	レセ基本及び特掲点数比	
		雑費	所属別職員数比	
		控除対象外消費税等負担額	(材料費＋委託費)比	
本部費配賦額	一括計上、運営管理系			
医業外収益	受取利息及び配当金	一括計上、運営管理系		
	有価証券売却益	一括計上、運営管理系		
	運営費補助金収益	一括計上、運営管理系		
	施設設備補助金収益	一括計上、運営管理系		
	患者外給食収益	一括計上、運営管理系		
	その他の医業外収益	一括計上、運営管理系		
医業外費用	支払利息	一括計上、運営管理系		
	有価証券売却損	一括計上、運営管理系		
	患者外給食用材料費	一括計上、運営管理系		
	診療費免減額	一括計上、運営管理系		
	医業外貸倒損失	一括計上、運営管理系		
	貸倒引当金医業外繰入額	一括計上、運営管理系		
	その他の医業外費用	一括計上、運営管理系		

二次配賦基準

		補助・管理部門					
		診療支援系			運営管理系		
		医事	用度	情報管理	総務	施設管理	図書室
医業費用	給与費	延べ患者数比率			職員数比率	面積比率	医師数比率
	委託費						
	設備関係費						
	研究研修費	延べ患者数比率			職員数比率		
	経費	職員数比率			面積比率	医師数比率	
	控除対象外 消費税等負担額	—	—	—	(材料費+委託費)比率	—	—
	本部費配賦額	職員数比率			—	—	
医業外収益		—	—	—	職員数比率	—	—
医業外費用		—	—	—	職員数比率	—	—

三次配賦基準

科目		中央診療部門										
		手術	検査	画像診断	リハ	人工透析	薬剤	栄養	地域連携	健診	その他	
医業収益	入院収益	K手術_点数比	D検査_点数比	E画像診断_点数比	Hリハ_リテーショ ン_点数比	J038人工腎 臓_点数比	F投薬_点数 比	入院時食餌 療養費・特 別食加算・ 食堂加算 _SI点数比	C在宅患者 診療・指導 _点数比	保険外収益 (調査票)	その他_点 数比	
	外来収益											
	その他の医業収益											
医業費用	医薬品費	K手術_IY点 数比	D検査_IY点 数比	E画像診断 _IY点数比	Hリハ_リテーショ ン_IY点数比	J038人工腎 臓_IY点数 比	F投薬_IY点 数比		C在宅患者 診療・指導 _点数比		その他_点 数比	
	材料費	給食用材料費							入院延べ患 者数比			
		診療材料費	K手術_T0点 数比(請求 外相当分 は、K手術 _SI点数 比)	D検査_T0点 数比(請求 外相当分 は、D検査 _SI点数 比)	E画像診断 _T0点数 比(請求外 相当分は、 E画像診 断_SI点 数比)	Hリハ_リテーショ ン_T0点数 比	J038人工腎 臓_T0点 数比	F投薬_T0点 数比		C在宅患者 診療・指導 _点数比		その他_点 数比
		医療消耗器具備品 費										
	給与費	等価係数 (手術・給 与費)×実 施件数	等価係数 (検査・給 与費)×実 施件数	等価係数 (画像診 断・給与 費)×実 施件数	Hリハ_リテーショ ン_SI点数 比	J038人工腎 臓_SI点 数比	F投薬_SI点 数比	入院延べ患 者数比		保険外収益 (調査票)		
	委託費	検査委託費	等価係数 (検査・委 託費)×実 施件数	等価係数 (検査・委 託費)×実 施件数	等価係数 (検査・委 託費)×実 施件数	延べ患者数比						
		給食委託費	K手術_SI点 数比	D検査_SI点 数比	E画像診断_SI 点数比							
		寝具委託費										
		医事委託費										
		清掃委託費										
		保守委託費 その他の委託費										
	設備関係費	延べ患者数比										
	研究研修費	K手術_SI点 数比	D検査_SI点 数比	E画像診断_SI 点数比								
経費	K手術_SI点 数比	D検査_SI点 数比	E画像診断_SI 点数比									
控除対象外消費税等	(材料費+委託費)比											
本部費配賦額	職員数比率											
医業外収益		職員数比率										
医業外費用		職員数比率										

(注1) SI：診療行為、IY：医薬品、T0：特定保険医療材料

等価係数

① 等価係数の種類

一次計上、二次配賦で中央診療部門に計上された収益、費用を、三次配賦で各診療科に配賦する際には、その配賦基準の一部として「等価係数」を使用する。「等価係数」とは、中央診療部門（手術、検査、画像診断部門）で実施されたサービス種類別に、資源投入量（給与費、材料費）のデータから「サービスの1回当たり費用」を算出し、仮にある特定の「サービスの1回当たり費用」を「1.00」とした場合の、当該サービスに関する「サービス1回当たり費用」の比率を算出したものである。本調査における等価係数の種類は以下のとおりである。

図表 等価係数の種類

部門	等価係数の種類 ^{※1}
手術部門	①給与費等価係数 ②材料費等価係数 ^{※2}
検査部門	①給与費等価係数 ②材料費等価係数 ^{※2}
画像診断部門	①給与費等価係数 ②材料費等価係数 ^{※2}

※1 平成17年度調査研究では、給与費・材料費の他、設備関係費についても等価係数を作成したが、設備関係費の等価係数を用いた計算結果が延べ患者数を用いた計算結果と概ね一致したため、それ以降の調査では設備関係費の等価係数は作成せず、延べ患者数比を用いて配賦している。但し、高額医療機器等の費用の配賦の妥当性については今後も引き続き検討していく必要がある。

※2 材料費等価係数については、診療行為単位の1回あたり点数を等価係数の代替数値として使用している。

② 平均的なコストの計算方法

手術・検査・画像診断部門の各診療行為に係る平均的なコストは、特殊原価調査の調査結果を基に以下のとおり算定する。

(a) 手術部門

○給与費等価係数

例：K005（皮膚、皮下腫瘍摘出術（露出部））サービスの1回当たり給与費
 = (K005 サービスに医師が関与する平均的な1回当たり執刀時間 × 医師時給)
 + (K005 サービスに看護師が関与する平均的な1回当たり手術時間^{注1} × 看護師時給)
 + (K005 サービスに麻酔医が関与する平均的な1回当たり麻酔時間 × 麻酔医時給)
 + ……

○材料費等価係数

例：K005（皮膚、皮下腫瘍摘出術（露出部））サービスの1回当たり材料費
 = (K005 サービスに1回当たり使用した請求薬剤費^{注2} + 特定保険医療材料費^{注2})

(b) 検査部門

○給与費等価係数

例：D007（血液化学検査）サービスの1回当たり給与費
＝（D007 サービスに医師 が関与する平均的な1回当たり 検査時間 × 医師時給）
＋（D007 サービスに看護師 が関与する平均的な1回当たり 検査時間 × 看護師時給）
＋（D007 サービスに検査技師が関与する平均的な1回当たり 検査時間 × 検査技師時給）
＋・・・

○材料費等価係数

例：D007（血液化学検査）サービスの1回当たり材料費
＝（D007 サービスに1回当たり使用した特定保険医療材料費^{注2}）

(c) 画像診断部門

○給与費等価係数

例：E001（写真診断）の1回当たり給与費
＝（E001 サービスに医師 が関与する平均的な1回当たり 画像診断時間 × 医師時給）
＋（E001 サービスに看護師 が関与する平均的な1回当たり 画像診断時間 × 看護師時給）
＋（E001 サービスに診療放射線技師が関与する平均的な1回当たり 画像診断時間
× 診療放射線技師時給）
＋・・・

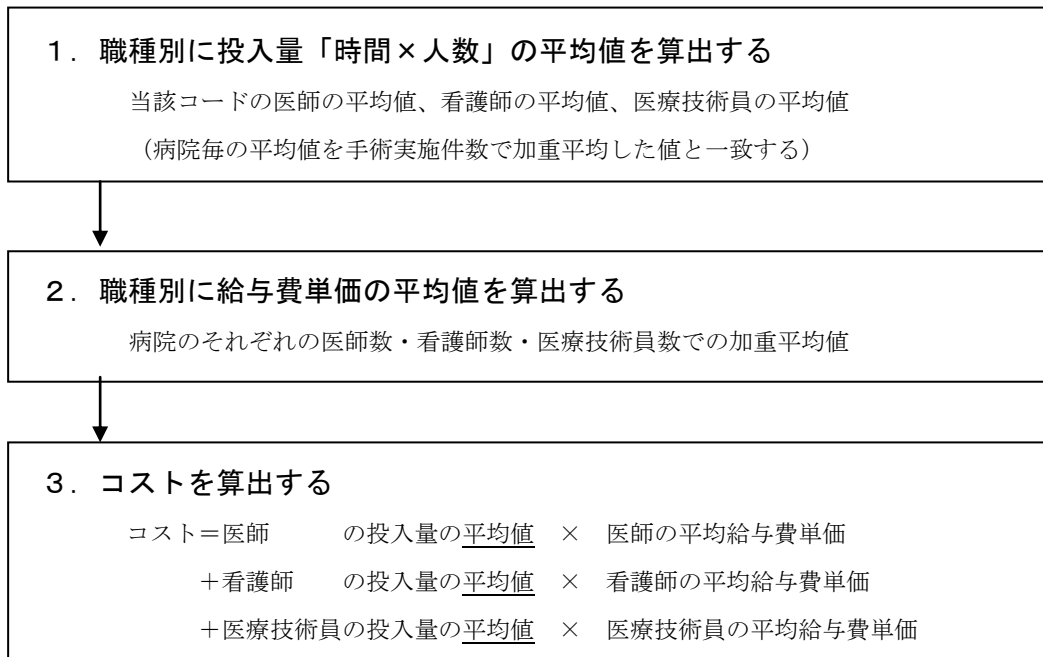
○材料費等価係数

例：E001（写真診断）サービスの1回当たり材料費
＝（E001 サービスに1回当たり使用した特定保険医療材料費^{注2} ＋ 同薬剤費^{注2}）

注1 手術時間は、入室から退室までの時間である。

注2 薬剤費、医療材料費の個別の購入価格及び請求外の材料費を把握することは難しいため、診療行為毎の1回あたり点数を等価係数の代替数値として使用した。

給与費に関する「平均的な時間」「平均的な時給」の算定方法は、以下のとおりである。



③ 等価係数の計算方法

等価係数は、上記方法により算定した各診療行為のコストを、ある診療行為を基準(1.00)として相対化したものである。具体的な計算例を以下に示す。

(例)手術(給与費)等価係数は、K633 ヘルニア手術を基準(1.00)として相対化した値

$$\text{当該手術の等価係} = \frac{\text{当該手術の給与費平均}}{\text{K633 の給与費平均}}$$